

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">前払輸入保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00031 沿革 平成13年9月21日 一部改正 平成15年3月12日 一部改正 平成16年4月1日 一部改正 平成16年9月28日 一部改正 平成17年3月29日 一部改正 平成17年9月16日 一部改正 平成18年12月27日 一部改正 平成19年9月21日 一部改正 <u>平成21年9月29日 一部改正</u></p> <p>前払輸入保険約款に基づく申込みその他保険契約に係る手続的な事項については、次に定めるところによるものとする。</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(申込み)</p> <p>第2条 前払輸入保険の申込みをしようとする者は、前払輸入契約締結後、第1回目の前払を行う前日(前払輸入契約締結時又は当該輸入契約締結直後に前払を行う場合にあつては、当該契約締結後1月以内。ただし、船積予定日以前であること。)までに、別紙様式第1による前払輸入保険新規申込書(OCRシート2400)。保険期間が2以上になる場合は別紙様式第2による前払輸入保険新規申込書(別表)OCRシート2401を添付。)に前払輸入契約を証する書類及び貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン(平成13年4</p>	<p style="text-align: center;">前払輸入保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00031 沿革 平成13年9月21日 一部改正 平成15年3月12日 一部改正 平成16年4月1日 一部改正 平成16年9月28日 一部改正 平成17年3月29日 一部改正 平成17年9月16日 一部改正 平成18年12月27日 一部改正 平成19年9月21日 一部改正</p> <p>前払輸入保険約款に基づく申込みその他保険契約に係る手続的な事項については、次に定めるところによるものとする。</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(申込み)</p> <p>第2条 前払輸入保険の申込みをしようとする者は、前払輸入契約締結後、第1回目の前払を行う前日(前払輸入契約締結時又は当該輸入契約締結直後に前払を行う場合にあつては、当該契約締結後1月以内。ただし、船積予定日以前であること。)までに、別紙様式第1による前払輸入保険新規申込書(OCRシート2400。保険期間が2以上になる場合は別紙様式第2による前払輸入保険新規申込書(別表)OCRシート2401を添付。)に前払輸入契約を証する書類を添付し、日本貿易保険の本店に提出(提出部数については、別表1に掲げるとおりとする。以下同じ。)するものとする。</p>	

<p><u>月1日 01 - 制度 00061</u>)に規定するスクリーニングフォーム(ただし、ユーザンス(前払予定日、実際の前払日又は保険契約締結日のうち、最も遅い日から前払金の返還期限までの期間)が2年以上の案件に限る。)を添付し、日本貿易保険の本店に提出(提出部数については、別表1に掲げるとおりとする。以下同じ。)するものとする。</p> <p>2 前払輸入保険約款(以下「約款」という。)第16条の2に基づく誓約は、前項の申込みにあたって、申込みを行おうとする者及び被保険者になるべき者が、別紙様式第22による不正競争防止法に係る誓約書を日本貿易保険に提出することにより行うものとする。</p> <p>第3条～第23条 (略)</p> <p><u>附 則</u> この改正は、平成21年10月1日から実施する。</p>	<p>2 前払輸入保険約款(以下「約款」という。)第16条の2に基づく誓約は、前項の申込みにあたって、申込みを行おうとする者及び被保険者になるべき者が、別紙様式第22による不正競争防止法に係る誓約書を日本貿易保険に提出することにより行うものとする。</p> <p>第3条～第23条 (略)</p>	
--	--	--

別紙様式第4-1
前払輸入保険質権等設定承諾申請書
 年 月 日
 独立行政法人日本貿易保険 御中

質権・譲渡担保設定者(被保険者)
 住所
 氏名 印

代表質権者・譲渡担保権者
 住所
 氏名 印

前払輸入保険手続細則第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 前払輸入契約の相手国又は地域	
2. 保 険 証 券 番 号	
3. 保 険 契 約 締 結 日	年 月 日
4. 質 権 ・ 譲 渡 担 保 権 の 別	質権・譲渡担保権
5. 質 権 等 の 目 的	保険の目的・保険金請求権
6. 質 権 等 設 定 の 内 容	別添資料のとおり
7. 質権者・譲渡担保権者による保険金全額の請求	請求する・請求しない
8. 備 考	(連絡先)

注:代表質権者・譲渡担保権者以外の質権者・譲渡担保権者は添付資料中に記載して下さい。
~~は、申請書提出時点で「請求する、か」「しない、か」が決定していない場合は、右の項目を取消線で消して下さい。~~

承諾証
 年 月 日

申請のとおり承諾します。
 上記の前払輸入保険質権等設定承諾申請は、
 次の条件を付して承諾します。
 承諾しません。

条件
 独立行政法人日本貿易保険

別紙様式第4-1
前払輸入保険質権等設定承諾申請書
 年 月 日
 独立行政法人日本貿易保険 御中

質権・譲渡担保設定者(被保険者)
 住所
 氏名

代表質権者・譲渡担保権者
 住所
 氏名

前払輸入保険手続細則第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 前払輸入契約の相手国又は地域	
2. 保 険 証 券 番 号	
3. 保 険 契 約 締 結 日	年 月 日
4. 質 権 ・ 譲 渡 担 保 権 の 別	質権・譲渡担保権
5. 質 権 等 の 目 的	保険の目的・保険金請求権
6. 質 権 等 設 定 の 内 容	別添資料のとおり
7. 備 考	(連絡先)

注:代表質権者・譲渡担保権者以外の質権者・譲渡担保権者は添付資料中に記載して下さい。

承諾証
 年 月 日

申請のとおり承諾します。
 上記の前払輸入保険質権等設定承諾申請は、
 次の条件を付して承諾します。
 承諾しません。

条件
 独立行政法人日本貿易保険

別紙様式第20-1

前払輸入保険権利行使等委任状

年 月 日

独立行政法人日本貿易保険 御中

	被保険者
	住所
	氏名
	印

当社は、別紙に記載する債権(以下「当該債権」という。)について、以下の内容に合意の上、前払輸入保険約款(以下「約款」という。)第29条及び前払輸入保険手続細則(以下「手続細則」という。)第22条の規定に基づき、日本貿易保険に当該債権の回収に係る権利行使等を委任し、以後自らは一切の権利行使等を行わないことをここに確認します。

(回収に要した費用の負担)

1. 被保険者は、権利行使等の委任後、日本貿易保険が回収のために要した費用について、取得した金額を限度として負担する。

(回収金の配分)

2. 日本貿易保険は、当該債権について回収した金額があったときは、次の金額を遅滞なく被保険者に配分することとする。

$$(\text{回収金額} - A) \times \left[1 - \frac{\text{支払保険金額}}{\text{約款第4条の損失額}} \right] + B$$

Aは、日本貿易保険が回収のために要した費用
 Bは、約款第4条の損失額に前払金の返還の期限の翌日から保険金支払日(回収が保険金の支払を受けた日以前の場合には、当該回収のあった日)までの期間に応じ貿易保険共通運用規程(平成13年4月1日01-制度 00058)に定める利率を乗じて得た額から保険金請求日までに回収した延滞利息(保険金請求までに回収した元本に係る延滞利息を除く。)を除いた額に支払った保険金の額の約款第4条の損失額に対する割合を乗じて得た金額から既に被保険者に充当した金額を除いた金額又は回収した金額からAを除いた金額に支払った保険金の額の約款第4条の損失額に対する割合を乗じて得た金額のいずれか少ない金額

別紙様式第20-1

前払輸入保険権利行使等委任状

年 月 日

独立行政法人日本貿易保険 御中

	被保険者
	住所
	氏名
	印

当社は、別紙に記載する債権(以下「当該債権」という。)について、以下の内容に合意の上、前払輸入保険約款(以下「約款」という。)第29条及び前払輸入保険手続細則(以下「手続細則」という。)第22条の規定に基づき、日本貿易保険に当該債権の回収に係る権利行使等を委任し、以後自らは一切の権利行使等を行わないことをここに確認します。

(回収に要した費用の負担)

1. 被保険者は、権利行使等の委任後、日本貿易保険が回収のために要した費用について、取得した金額を限度として負担する。

(回収金の配分)

2. 日本貿易保険は、当該債権について回収した金額があったときは、次の金額を遅滞なく被保険者に配分することとする。

$$(\text{回収金額} - A) \times \left[1 - \frac{\text{支払保険金額}}{\text{約款第4条の損失額}} \right] + B$$

Aは、日本貿易保険が回収のために要した費用
 Bは、約款第4条の損失額に前払金の返還の期限の翌日から保険金支払日(回収が保険金の支払を受けた日以前の場合には、当該回収のあった日)までの期間に応じ貿易保険共通運用規程(平成13年4月1日01-制度 00034)に定める利率を乗じて得た額から保険金請求日までに回収した延滞利息(保険金請求までに回収した元本に係る延滞利息を除く。)を除いた額に支払った保険金の額の約款第4条の損失額に対する割合を乗じて得た金額から既に被保険者に充当した金額を除いた金額又は回収した金額からAを除いた金額に支払った保険金の額の約款第4条の損失額に対する割合を乗じて得た金額のいずれか少ない金額

<p>(返還計画の変更)</p> <p>3. 被保険者は、日本貿易保険が自らの判断に基づき当該債権に係る返還条件等について変更を加えること又は国際約束に基づく債務救済措置その他のやむを得ない事由により当該債権を放棄することについて同意し、これらに係る権限を日本貿易保険に付与する。</p> <p>(回収に係る権利行使の復委任)</p> <p>4. 日本貿易保険は、被保険者から委任された当該債権の権利行使の権限を第三者に委任することができる。当該委任を受けた第三者の権利行使については、上記1及び2の規定を準用する。</p> <p>(権利行使等の委任の解除)</p> <p>5. (1) 被保険者の責めに帰すべき事由により当該債権に係る金額の全部又は一部が返還されない場合、日本貿易保険は、約款第28条第4項若しくは第29条第3項に基づく権利行使等の委任を解除することができる。</p> <p>(2) 上記(1)の場合、被保険者は、約款第28条第1項に基づき当該債権又は損害賠償金、違約金その他これらに類する金銭の回収に努めなければならない。</p> <p>(その他)</p> <p>6. (1) 日本貿易保険は、権利行使等の委任の内容に関して影響を及ぼす事情の変更があったときは、被保険者に対して権利行使等の委任の内容の変更を申し込むことができる。</p> <p>(2) 被保険者は、上記(1)の申込みがあったときは、正当な事由がない限り、これに応じるものとする。</p> <p>(注1)</p> <p>2の算式中、支払保険金額は、損失防止軽減費用が含まれている場合、当該費用を除いた金額とする。また、表示通貨が外貨の場合は、(当該費用控除後の)支払保険金額を保険金支払時に適用したレートで表示通貨に換算した「建値換算支払額」を用いる。</p> <p>(注2)</p> <p>同算式中、第4条の損失額は、建値ベースで計算する。また、付保損失額が対外損失額と異なる場合は、対外損失額を用いる。(回収金の配分の計算では、基本的に「代位比率」を用いる。ただし、控除利息充当予定額の計算では、「てん補率」を用いる。)</p> <p>・「付保損失額」…保険契約上の損失額</p> <p>・「対外損失額」…輸出契約等上の建値損失額</p> <p>・「代位比率」= 支払保険金額(建値換算支払額) / 対外損失額</p> <p>・「てん補率」= 支払保険金額(建値換算支払額) / 付保損失額(建値ベース)</p>	<p>(返還計画の変更)</p> <p>3. 被保険者は、日本貿易保険が自らの判断に基づき当該債権に係る返還条件等について変更を加えること又は国際約束に基づく債務救済措置その他のやむを得ない事由により当該債権を放棄することについて同意し、これらに係る権限を日本貿易保険に付与する。</p> <p>(回収に係る権利行使の復委任)</p> <p>4. 日本貿易保険は、被保険者から委任された当該債権の権利行使の権限を第三者に委任することができる。当該委任を受けた第三者の権利行使については、上記1及び2の規定を準用する。</p> <p>(権利行使等の委任の解除)</p> <p>5. (1) 被保険者の責めに帰すべき事由により当該債権に係る金額の全部又は一部が返還されない場合、日本貿易保険は、約款第28条第4項若しくは第29条第3項に基づく権利行使等の委任を解除することができる。</p> <p>(2) 上記(1)の場合、被保険者は、約款第28条第1項に基づき当該債権又は損害賠償金、違約金その他これらに類する金銭の回収に努めなければならない。</p> <p>(その他)</p> <p>6. (1) 日本貿易保険は、権利行使等の委任の内容に関して影響を及ぼす事情の変更があったときは、被保険者に対して権利行使等の委任の内容の変更を申し込むことができる。</p> <p>(2) 被保険者は、上記(1)の申込みがあったときは、正当な事由がない限り、これに応じるものとする。</p> <p>(注1)</p> <p>2の算式中、支払保険金額は、損失防止軽減費用が含まれている場合、当該費用を除いた金額とする。また、表示通貨が外貨の場合は、(当該費用控除後の)支払保険金額を保険金支払時に適用したレートで表示通貨に換算した「建値換算支払額」を用いる。</p> <p>(注2)</p> <p>同算式中、第4条の損失額は、建値ベースで計算する。また、付保損失額が対外損失額と異なる場合は、対外損失額を用いる。(回収金の配分の計算では、基本的に「代位比率」を用いる。ただし、控除利息充当予定額の計算では、「てん補率」を用いる。)</p> <p>・「付保損失額」…保険契約上の損失額</p> <p>・「対外損失額」…輸出契約等上の建値損失額</p> <p>・「代位比率」= 支払保険金額(建値換算支払額) / 対外損失額</p> <p>・「てん補率」= 支払保険金額(建値換算支払額) / 付保損失額(建値ベース)</p>	
---	---	--

別紙様式第20-2

前払輸入保険権利行使等委任状(サービサー回収用)

年 月 日

独立行政法人日本貿易保険 御中

被保険者	
住所	
氏名	印

当社は、別紙に記載する債権(以下「当該債権」という。)について、以下の内容に合意の上、前払輸入保険約款(以下「約款」という。)第29条第3項及び前払輸入保険手続細則第22条第2項の規定に基づき、日本貿易保険が委任する回収業者による回収を行うため、日本貿易保険に当該債権の回収に係る権利行使等を委任し(以下「権利行使等の委任」という。)、以後自らは一切の権利行使等を行わないことをここに確認します。

(回収に係る権利行使の復委任)

1. 日本貿易保険は、被保険者から委任された当該債権の権利行使の権限を第三者に委任することができる

(回収に係る被保険者の協力)

2. (1) 被保険者は、権利行使等の委任後、日本貿易保険の指示があった場合は、遅滞なく債務者に対して権利行使等の委任を行った旨(日本貿易保険が上記1.の規定に基づき、第三者に委任する旨を含む。)を通知するものとする。

(2) 上記(1)の場合の他、被保険者は、権利行使等の委任後、日本貿易保険の指示があった場合は、日本貿易保険又は上記1.の規定により日本貿易保険から委任を受けた第三者(以下「回収業者」という。)が行う回収に協力しなければならない。

(回収に要した費用の負担)

3. 被保険者は、権利行使等の委任後、日本貿易保険又は回収業者が回収のために要した費用について、取得した金額を限度として負担する。

(回収金の配分)

4. 日本貿易保険は、権利行使等の委任後、日本貿易保険又は回収業者が当該債権について回収した金額があったときは、次の金額を遅滞なく被保険者に配分することとする。

$$(\text{回収金額} - A) \times \left[1 - \frac{\text{支払保険金額}}{\text{約款第4条の損失額}} \right] + B$$

Aは、日本貿易保険が回収のために要した費用
 Bは、約款第4条の損失額に決済期限の翌日から保険金支払日(回収が保険金を支払った日以前の場合には、当該回収のあった日)までの期間に応じ貿易保険共通運用規程(平成13年4月1日01制度00058)に定める利率を乗じて得た額から保険金請求日までに回収した延滞利息(保険金請求までに回収した元本に係る延滞利息を除く。)を除いた額に支払った保険金の額の約款第4条の損失額に対する割合を乗じて得た金額から既に被保険者に充当した金額を除いた金額又は回収した金額からAを除いた金額に支払った保険金の額の約款第4条の損失額に対する割合を乗じて得た金額のいずれか少ない金額

別紙様式第20-2

前払輸入保険権利行使等委任状(サービサー回収用)

年 月 日

独立行政法人日本貿易保険 御中

被保険者	
住所	
氏名	印

当社は、別紙に記載する債権(以下「当該債権」という。)について、以下の内容に合意の上、前払輸入保険約款(以下「約款」という。)第29条第3項及び前払輸入保険手続細則第22条第2項の規定に基づき、日本貿易保険が委任する回収業者による回収を行うため、日本貿易保険に当該債権の回収に係る権利行使等を委任し(以下「権利行使等の委任」という。)、以後自らは一切の権利行使等を行わないことをここに確認します。

(回収に係る権利行使の復委任)

1. 日本貿易保険は、被保険者から委任された当該債権の権利行使の権限を第三者に委任することができる

(回収に係る被保険者の協力)

2. (1) 被保険者は、権利行使等の委任後、日本貿易保険の指示があった場合は、遅滞なく債務者に対して権利行使等の委任を行った旨(日本貿易保険が上記1.の規定に基づき、第三者に委任する旨を含む。)を通知するものとする。

(2) 上記(1)の場合の他、被保険者は、権利行使等の委任後、日本貿易保険の指示があった場合は、日本貿易保険又は上記1.の規定により日本貿易保険から委任を受けた第三者(以下「回収業者」という。)が行う回収に協力しなければならない。

(回収に要した費用の負担)

3. 被保険者は、権利行使等の委任後、日本貿易保険又は回収業者が回収のために要した費用について、取得した金額を限度として負担する。

(回収金の配分)

4. 日本貿易保険は、権利行使等の委任後、日本貿易保険又は回収業者が当該債権について回収した金額があったときは、次の金額を遅滞なく被保険者に配分することとする。

$$(\text{回収金額} - A) \times \left[1 - \frac{\text{支払保険金額}}{\text{約款第4条の損失額}} \right] + B$$

Aは、日本貿易保険が回収のために要した費用
 Bは、約款第4条の損失額に決済期限の翌日から保険金支払日(回収が保険金を支払った日以前の場合には、当該回収のあった日)までの期間に応じ貿易保険共通運用規程(平成13年4月1日01制度00034)に定める利率を乗じて得た額から保険金請求日までに回収した延滞利息(保険金請求までに回収した元本に係る延滞利息を除く。)を除いた額に支払った保険金の額の約款第4条の損失額に対する割合を乗じて得た金額から既に被保険者に充当した金額を除いた金額又は回収した金額からAを除いた金額に支払った保険金の額の約款第4条の損失額に対する割合を乗じて得た金額のいずれか少ない金額

<p>(被保険者の直接受領)</p> <p>5. 被保険者は、権利行使等の委任後に当該債権に係る入金があった場合は、1月以内に日本貿易保険にその旨通知するとともに、当該入金額全額を日本貿易保険が指定する日までに日本貿易保険に送金するものとする。この場合において、日本貿易保険は、当該入金額を上記4.に定める回収金とみなし、上記4.の規定に従って算定された金額を被保険者に配分することとする。</p> <p>(返済計画の変更)</p> <p>6. 被保険者は、日本貿易保険が自らの判断に基づき当該債権に係る決済条件等について変更を加えること又は国際約束に基づく債務救済措置その他のやむを得ない事由により当該債権を放棄することについて同意し、当該権限を日本貿易保険に付与する。</p> <p>(権利行使等の委任の解除)</p> <p>7. (1) 日本貿易保険は、理由の如何を問わずいつでも、権利行使等の委任を解除することができる。この場合において、被保険者の責めに帰すべき事由により当該債権に係る金額の全部又は一部が返済されなかった場合には、被保険者は、日本貿易保険の請求に応じ、回収金の有無にかかわらず遅滞なく日本貿易保険が回収のために要した費用を支払うとともに、約款第28条第1項に基づき当該債権又は損害賠償金、違約金その他これらに類する金銭の回収に努めなければならない。</p> <p>(2) 被保険者から申込みがあり、日本貿易保険が承諾する場合には、日本貿易保険は、権利行使等の委任を解除することができる。この場合において、被保険者は、日本貿易保険の請求に応じ、回収金の有無にかかわらず遅滞なく日本貿易保険が回収のために要した費用を支払うとともに、約款第28条第1項に基づき当該債権又は損害賠償金、違約金その他これらに類する金銭の回収に努めなければならない。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合はこの限りではない。</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)の場合、日本貿易保険は、当該解除に起因して生じた一切の損害又は損失について賠償する責めを負わない。</p> <p>(その他)</p> <p>8. (1) 日本貿易保険は、権利行使等の委任の内容に関して影響を及ぼす事情の変更があったときは、被保険者に対して権利行使等の委任の内容の変更を申し込むことができる。</p> <p>(2) 被保険者は、上記(1)の申込みがあったときは、正当な事由がない限り、これに応じるものとする。</p> <p>(注1)</p> <p>4.の算式中、支払保険金額は、損失防止軽減費用が含まれている場合、当該費用を除いた金額とする。また、表示通貨が外貨の場合は、(当該費用控除後の)支払保険金額を保険金支払時に適用したレートで表示通貨に換算した「建値換算支払額」を用いる。</p> <p>(注2)</p> <p>同算式中、約款第4条の損失額は、建値ベースで計算する。また、付保損失額が対外損失額と異なる場合は、対外損失額を用いる。(回収金の配分の計算では、基本的に「代位比率」を用いる。ただし、B(控除利息充当予定額)の計算では、「てん補率」を用いる。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「付保損失額」…保険契約上の損失額 ・「対外損失額」…輸出契約等上の建値損失額 ・「代位比率」= 支払保険金額(建値換算支払額) / 対外損失額 ・「てん補率」= 支払保険金額(建値換算支払額) / 付保損失額(建値ベース) 	<p>(被保険者の直接受領)</p> <p>5. 被保険者は、権利行使等の委任後に当該債権に係る入金があった場合は、1月以内に日本貿易保険にその旨通知するとともに、当該入金額全額を日本貿易保険が指定する日までに日本貿易保険に送金するものとする。この場合において、日本貿易保険は、当該入金額を上記4.に定める回収金とみなし、上記4.の規定に従って算定された金額を被保険者に配分することとする。</p> <p>(返済計画の変更)</p> <p>6. 被保険者は、日本貿易保険が自らの判断に基づき当該債権に係る決済条件等について変更を加えること又は国際約束に基づく債務救済措置その他のやむを得ない事由により当該債権を放棄することについて同意し、当該権限を日本貿易保険に付与する。</p> <p>(権利行使等の委任の解除)</p> <p>7. (1) 日本貿易保険は、理由の如何を問わずいつでも、権利行使等の委任を解除することができる。この場合において、被保険者の責めに帰すべき事由により当該債権に係る金額の全部又は一部が返済されなかった場合には、被保険者は、日本貿易保険の請求に応じ、回収金の有無にかかわらず遅滞なく日本貿易保険が回収のために要した費用を支払うとともに、約款第28条第1項に基づき当該債権又は損害賠償金、違約金その他これらに類する金銭の回収に努めなければならない。</p> <p>(2) 被保険者から申込みがあり、日本貿易保険が承諾する場合には、日本貿易保険は、権利行使等の委任を解除することができる。この場合において、被保険者は、日本貿易保険の請求に応じ、回収金の有無にかかわらず遅滞なく日本貿易保険が回収のために要した費用を支払うとともに、約款第28条第1項に基づき当該債権又は損害賠償金、違約金その他これらに類する金銭の回収に努めなければならない。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合はこの限りではない。</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)の場合、日本貿易保険は、当該解除に起因して生じた一切の損害又は損失について賠償する責めを負わない。</p> <p>(その他)</p> <p>8. (1) 日本貿易保険は、権利行使等の委任の内容に関して影響を及ぼす事情の変更があったときは、被保険者に対して権利行使等の委任の内容の変更を申し込むことができる。</p> <p>(2) 被保険者は、上記(1)の申込みがあったときは、正当な事由がない限り、これに応じるものとする。</p> <p>(注1)</p> <p>4.の算式中、支払保険金額は、損失防止軽減費用が含まれている場合、当該費用を除いた金額とする。また、表示通貨が外貨の場合は、(当該費用控除後の)支払保険金額を保険金支払時に適用したレートで表示通貨に換算した「建値換算支払額」を用いる。</p> <p>(注2)</p> <p>同算式中、約款第4条の損失額は、建値ベースで計算する。また、付保損失額が対外損失額と異なる場合は、対外損失額を用いる。(回収金の配分の計算では、基本的に「代位比率」を用いる。ただし、B(控除利息充当予定額)の計算では、「てん補率」を用いる。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「付保損失額」…保険契約上の損失額 ・「対外損失額」…輸出契約等上の建値損失額 ・「代位比率」= 支払保険金額(建値換算支払額) / 対外損失額 ・「てん補率」= 支払保険金額(建値換算支払額) / 付保損失額(建値ベース)
--	--